

契 約 書

発注者 津市（以下「発注者」という。）と受注者 ○○○○○（以下「受注者」という。）とは、下記の物品売買について、次の条項により契約を締結し、日本国の法令を遵守し信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 件 名 加圧給水車の購入
- (2) 仕 様 等 別紙仕様書のとおり
- (3) 数 量 1 台
- (4) 契 約 金 額 ○○○○○○円（検査・登録手数料等○○○○○円を含む）
（うち消費税及び地方消費税額○○○○○円）
- (5) 契約保証金 契約金額の100分の10以上
ただし、津市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除とする。
- (6) 納 入 期 限 令和10年3月17日
- (7) 納 入 場 所 津市上下水道庁舎（津市殿村5番地）

（権利義務の譲渡等の禁止）

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（納入検査等）

- 第3条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検査を行うものとする。
- 2 検査の実施は、物品の納入場所又は発注者の指定する場所で行うものとする。
 - 3 受注者は、検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

（支払い）

- 第4条 受注者は、物品を完納し、発注者の検査終了後、適法な支払請求書を発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。
 - 3 受注者は、発注者が所定期間内に契約金額を支払うことができないときは当該期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未払代金に対し、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第34条第3項に規定された率により計算した遅延利息を発注者に対し、請求することができる。

（契約不適合責任）

第5条 受注者は、当該物品の引渡後、発注者の正常な管理のもとに発見された契約不適合について、取替納品の責めを負うものとする。

（履行遅滞の場合における損害金）

第6条 発注者は、納入期間内に当該物品の納入を完了できない場合で、当該期間後において納入する見込みのあるときは、当該期限の日の翌日から起算して納入した日までの日数に応じ、契約金額に対し規則第34条第1項に規定された率により計算した損害金を受注者に請求することができる。ただし、受注者が当該履行遅滞の原因が受注者の責めに帰する事由によら

ないことを明らかにした場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) この契約、別紙仕様書又は発注者の指示に違反したとき。
- (2) 納入期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないことが明らかになったとき。
- (3) 受注者が、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (4) 正当な理由なくして、受注者から契約解除の申入れがあったとき。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる事項に該当したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、受注者が法令に違反し又はそのおそれがあり、社会的信用を大きく低下させたとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、既に納付された契約保証金は、発注者に帰属する。

3 契約保証金の納付を免除された者は、第1項の規定により契約を解除された場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として納付しなければならない。

第8条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、又は関与する等これらと関わりを持つ者その他集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等関係行政機関から通報があった者又は警察等関係行政機関が確認した者をいう。以下同じ。）又は暴力団関係法人等（暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 受注者の役員等（受注者が、法人の場合にあつては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあつてはその者及びその者の支配人をいう。以下同じ。）が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）であると認められるとき。
- (3) 受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等に直接又は間接を問わず資金等の供給、資材等の購入又は便宜供与など積極的に暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき（友人又は知人等として暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にする等の交遊をしているときをいい、年1回会う等の事実があるときを含み、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。）。

- (6) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき（暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、暴力団等が開催するパーティーその他の会合に招待する、又は招待される、若しくは同席するような関係をいい、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。）。
 - (7) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であると知りながら、これを不当に利用するなどしたと認められるとき。
 - (8) 下請負人等との契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
 - (9) 受注者が、第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約の相手方としていた場合（第8号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対し又は受注者を通じて当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (10) 受注者が、津市の発注する契約等に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為があったと認められるとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

（特定の違法行為に対する措置）

第9条 受注者は、この契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として発注者に支払うものとする。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入

札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 発注者は、受注者がこの契約に関し前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

3 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

4 第1項の規定は、納品が完了した後においても適用する。

5 第1項の規定は、発注者の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

（相殺）

第10条 発注者は、この契約に関し受注者に対して金銭債権を有する場合は、その弁済期が到来すると否とを問わず、受注者が発注者に対して有する契約保証金返還請求権、契約代金請求権その他一切の債権と相殺することができるものとし、不足があるときはこれを追徴する。

（損害賠償）

第11条 受注者は、当該物品の納品に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰する場合は、この限りでない。

2 天災その他不可抗力によって生じた損害については、発注者、受注者協議の上、決定するものとする。

（費用の負担）

第12条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（裁判管轄）

第13条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所にて行うものとする。

（協議等の決定）

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ発注者、受注者協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 津市殿村5番地

津 市

津市上下水道事業管理者 渡邊 公隆

受注者